

平成30年11月 8 日
厚生労働省

審査メモで示された論点に対する回答

1 国民生活基礎調査の変更

(1) 調査事項の変更

イ 「教育」に係る選択肢区分の削除【世帯票】

1 本調査事項（選択肢）は、どのようなニーズを想定して、前回追加したのか。

(回答)

特別支援学校・特別支援学級に係る選択肢は、当該学校・学級を卒業した者の就業状況を把握し、今後の障害者の自立支援とともに世帯への支援を検討していくための基礎資料とすることを目的として、平成28年調査から把握している項目である。

- 2 本調査事項（選択肢）で把握した結果については、これまでどのような集計がなされ、分析・利活用が行われてきたのか（平成28年及び29年の調査結果）。想定ニーズへの利活用状況はどのような状況だったのか。
- 3 学校基本調査における「特別支援学校・特別支援学級」の在学者数に比べ、本調査における捕捉率は、具体的にどのような状況となっているのか。また、学校基本調査結果との違いの原因は何か。

(回答)

特別支援学校・特別支援学級については、選択肢追加の趣旨を踏まえ、就業状況とのクロス集計を行った。

(参考) 特別支援学校・特別支援学級に関する統計表

	平成28年	平成29年
世帯人員(15歳以上), 仕事の有-勤めか自営かの別-勤め先での呼称-無・同居児童の有無・年齢(5歳階級)・教育(特別支援学校・特別支援学級(再掲))・性別	○	-
世帯人員(15歳以上), 仕事の有-勤めか自営かの別-勤め先での呼称-無・年齢(5歳階級)・教育(卒業・在学中別学校の種類・特別支援学校・特別支援学級(再掲))・性別	○	○
世帯人員(15歳以上), 仕事の有-勤めか自営かの別-勤め先での呼称-無・年齢(10歳階級)・教育(卒業・学校の種類-小学・中学-高校・旧制中-専門学校・短大・高専-大学・大学院・特別支援学校・特別支援学級(再掲))・性別	○	-

しかし、平成28年及び平成29年調査結果を学校基本調査(文部科学省)と比較すると、在学者で5割程度、卒業者は当初の見込み数の2割程度しか捕捉できていないため、行政資料として活用するには困難であると判断し、今般選択肢を削除するものである。

なお、捕捉率が低い要因は、一定程度の標本のブレというよりも、報告者側の回答に対する忌避感が大きいのではないかと考えている。

(参考) 国民生活基礎調査における「特別支援学校」「特別支援学級」の捕捉率

【在学】

	H28			H29		
	A 国民生活 基礎調査 (人)	B 学校基本 調査 (人)	A/B (%)	A 国民生活 基礎調査 (人)	B 学校基本 調査 (人)	A/B (%)
特別支援学校・特別支援学級	39,000	72,873	53.5%	39,000	74,279	52.5%

【卒業】

	H28			H29		
	A 調査結果 (人)	B 当初見込み※ (人)	A/B (%)	A 調査結果 (人)	B 当初見込み※ (人)	A/B (%)
特別支援学校・特別支援学級	165,000	923,267	17.9%	225,000	923,267	24.4%

※ 平成28年調査企画当時の見込み数を計上した。

4 本調査においては、若年層における回答率が低いことが指摘されているが、これが本調査事項（選択肢）の捕捉率に影響を与えていることはないのか。

(回答)

国民生活基礎調査では、これまで都市部の若年・単独世帯の捕捉率が低いことが確認できているが、学校基本調査と比較して約5割となっている特別支援学級・特別支援学校の在学者は小学生から高校生であり、基本的には「児童のいる世帯」に属していることから、若年の捕捉率の低いことが影響している訳ではないと考えている。

5 追加時に想定していた利活用ニーズ等からみて、削除による支障等は生じないか。

(回答)

今後の障害者の自立支援とともに世帯への支援を検討していくための基礎資料の1つとして活用を考えたところであるが、本項目の削除をもって施策の推進に影響を与えるものではないと考えている。

ウ 健康食品の摂取状況を把握する調査事項の追加【健康票】

1 「健康食品」の摂取を調査事項とする統計調査等は、これまで実施されていないのか。

(回答)

内閣府消費者委員会事務局において2012年に「消費者の「健康食品」の利用に関する実態調査（アンケート調査）」を実施しているのを承知している。

当該調査は、調査会社のモニターを対象としたインターネットによるアンケート調査で、約6割の消費者が「健康食品を現在利用している」と回答している。

これまでに統計調査として「健康食品」の摂取状況を把握しているものはない。

国民生活基礎調査では、「健康食品」の摂取状況と「自覚症状」や「通院の状況」との関係を見ることとしている。

2 「健康食品」の範囲については、「記入のしかた」において示すこととしているが、具体的にどのようなものが含まれるのか（「記入のしかた」のイメージ案）。また、その内容は、食品衛生法等とも整合性を図ったものとなっているか。

(回答)

「記入のしかた」は別紙1参照。

なお、「健康食品」は法令上明確に定義されていない。「記入のしかた」については、政策担当部局と協議を重ねたうえで作成している。

3 本調査事項は、「健康食品の摂取の有無」のみを把握するものとなっているが、具体的にどのような集計・分析を行なう計画か。また、その結果は、行政施策において、具体的にどのような利活用が見込まれているのか。

(回答)

健康食品の摂取状況を既存の調査項目である「性」「年齢階級」別にみるとともに、「自覚症状」や「通院の状況」との関係を見ることで、病気やけがなどで具合の悪いところがある者や通院している者が健康食品を使用している実態を把握することとしている。

厚生労働省においては、いわゆる健康食品について、リスクコミュニケーションを実施しており、調査結果は消費者教育の検討等の施策に取り入れる予定である。

4 利活用等の観点からみて、本調査事項の改善を図る余地はないか。また、本調査事項以外に追加を求められている調査事項はないのか。

(回答)

まずは、健康食品の摂取の有無を把握することにより、消費者教育検討材料とする予定であるが、今回の調査結果等を踏まえ、次回以降必要に応じて追加等を検討していく方針である。

エ がん検診の受診状況等を把握する調査事項の変更【健康票】

1 指針において、今回の変更の対象となっている「子宮がん(子宮頸がん)検診」、「乳がん検診」及び「胃がん検診」の実施については、具体的にどのように規定されているのか。また、それ以外に本調査の把握対象としている検診内容の規定状況はどのようになっているか。

(回答)

国民生活基礎調査で把握している各がん検診の検診内容については、指針において以下のとおり規定されている。

がん検診の種類	対象年齢	検診の受診間隔
子宮がん(子宮頸がん)検診	20歳以上の女性	原則2年に1回
乳がん検診	40歳以上の女性	原則2年に1回
胃がん検診(※)	50歳以上の男女 (ただし、胃部エックス線検査については、当分の間、40歳以上の者を対象としても差し支えない。)	原則2年に1回 (ただし、胃部エックス線検査の場合、当分の間、1年に1回実施しても差し支えない。)
肺がん検診	40歳以上の男女	原則1年に1回
大腸がん検診	40歳以上の男女	原則1年に1回

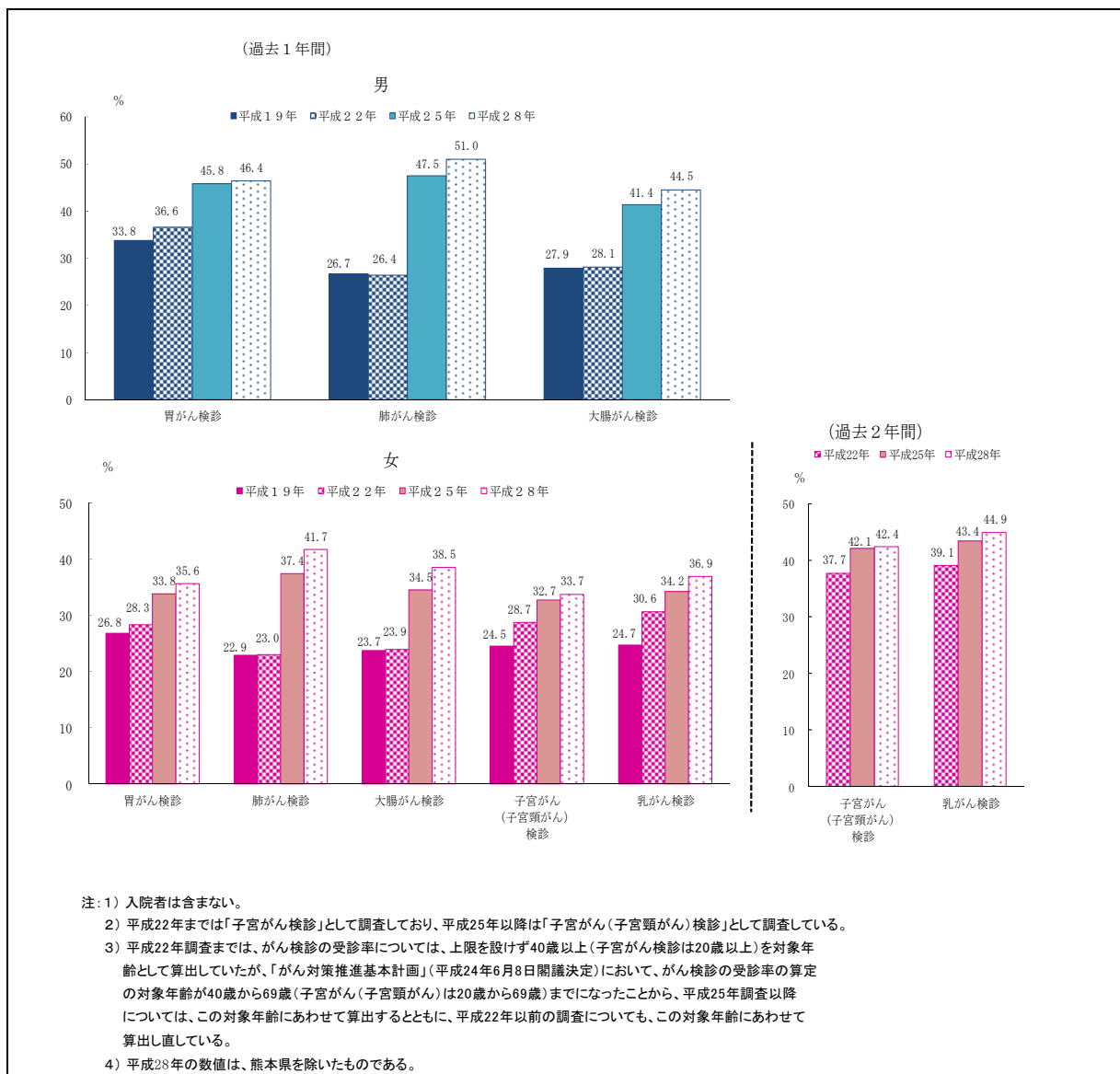
※胃がん検診については、平成28年2月の指針改正の際、以下の改正が行われたが、胃部エックス線検査については、上記表の但し書きが残った。

	改正前	改正後
対象年齢	40歳以上	50歳以上
検診の受診間隔	1年に1回	2年に1回
検診方法	胃部エックス線検査	胃部エックス線検査または胃内視鏡検査

2 過去1年間における子宮がん（子宮頸がん）検診及び乳がん検診の受診状況等に係る調査結果については、これまでどのような集計・分析が行われて、その結果はどのように推移しているのか（過去3回分）。

(回答)

過去1年間における子宮がん（子宮頸がん）検診及び乳がん検診の受診状況については、これまで、年齢階級、教育、健康状態、仕事の有無、職業分類、勤めか自営かの別とクロスして集計を行っている。受診率は、子宮がん（子宮頸がん）検診及び乳がん検診ともに過去3回上昇している。



- 3 本調査結果については、行政施策において具体的にどのように利活用されているのか。利活用の観点からみて、削除による支障等は生じないか。
- 4 胃がん検診については、従前から把握している過去1年間における受診状況等の傾向は把握できていると考えられるが、さらに過去2年間における受診状況等と平行して把握することで、どのような集計・分析を行う計画か。指針の変更に合わせ過去2年間の状況等のみを把握することで足りないのか。行政施策等において、具体的にどのような利活用が見込まれているのか。
- 6 過去1年間の胃がん検診の受診状況について、今後、どのような方針をもっていつまで把握していくのか。

(回答)

国民生活基礎調査でのがん検診の受診状況の把握については下表のとおりである。

		平成19年	平成22年	平成25年	平成28年	2019年	2022年 (予定)	2025年 (予定)	2028年 (予定)
子宮がん (子宮頸がん)検診 乳がん検診	過去1年間	○	○	○	○	—	—	—	—
	過去2年間	—	○	○	○	○	○	○	○
胃がん検診	過去1年間	○	○	○	○	○	○	○	—
	過去2年間	—	—	—	—	○	○	○	○

国民生活基礎調査のがん検診の受診状況の結果は、「健康日本21（第2次）」、「がん対策推進基本計画（第3期）」において受診率の目標達成度の評価の指標として活用されている。

3の子宮がん（子宮頸がん）検診及び乳がん検診については、指針の改正に伴い、平成16年以降、検診の受診間隔が原則「1年に1回」から「2年に1回」に変更されたため、平成22年調査からは「過去2年間」の受診状況を把握するようになった。

しかし、過去の受診率との比較ができるよう、平成28年調査までは「過去1年間」の受診状況の把握を続けてきた。

今般、「過去2年間」の受診状況について、平成22年、平成25年、平成28年の3回分のデータが蓄積され、上記2の回答のとおり推移がみられるようになったこと、今後は「過去2年間」の受診率を用いて評価していくことから、「過去1年間」の受診状況については削除しても支障はないと考えている。

4の胃がん検診については、平成28年2月の指針の改正により、上記1の回答のとおり検診内容が変更となった。今後は「過去1年間」と「過去2年間」について、受診率等の集計・分析を行う予定である。

これまで指針において、「1年に1回」の受診を推奨していた経緯があることから、過去の受診率との比較もできるよう、「過去1年間」の受診状況も引き続き把握してほしいと政策担当部局から要望があったため、引き続き「過去1年間」の状況も把握する必要がある。

6の過去1年間の胃がん検診の受診状況について、同様のケースである子宮がん（子宮頸がん）検診、乳がん検診は、「過去2年間」の受診状況について3回把握したことに

より傾向がつかめたことから、今回の調査において「過去1年間」の項目削除を行ったことから、胃がんについても3回が目安となると考えている。

一方、がんの受診率については、「健康日本21（第2次）」や「がん対策推進基本計画（第3期）」の指標の評価としての利用があるため、現時点で「いつ削除する」との明確な回答はできないが、統計担当部局として、報告者の負担軽減の観点からも次回以降の調査企画時に政策担当部局と協議したいと考えている。

5 過去1年間に胃がん検診を受診している場合、過去2年間における受診状況等も同様の回答となるため、報告者負担の軽減等の観点から、過去1年間に胃がん検診を受診していない場合にのみ過去2年間における受診状況等について回答を求めるなど、見直しを行う必要はないか。

(回答)

例えば、2年連続で胃がん検診を受診した場合で、過去1年間は市区町村の実施する検診を受診し、その前の1年間は職場の実施する検診を受診した場合、受診の有無の回答は同じだが、受診機会の回答が1年間と2年間では異なる。過去2年間のほうが選択肢の○が多くなる。(下記記入例参照。)

また、健康票は質問が進むにつれて回答対象が「6歳以上」「12歳以上」「20歳以上」「20歳以上の女性」等限定されていく設計となっており、問17と問18の間に、「過去1年間に胃がん検診を受診していない場合にのみ過去2年間における受診状況等について回答を求める等」分岐を設けると回答者の混乱を招く恐れもあることから、受診の有無については回答が重複するが、○を1つ多くつけてもらうことは報告者の過重な負担にはならないと思われるため、現在の案が適当であると考えます。

※ 質問17、質問18、質問19のがん検診については、健診等（健康診断、健康診査及び人間ドック）の中で受診したものも含まれます。

質問17 あなたは過去1年間に、下記の3つのがん検診を受けましたか。それぞれの検診についてお答えください。また、受診した検診ごとに、どのような機会に受診したのかお答えください。

胃がん検診(バリウムによるレントゲン撮影や内視鏡(胃カメラ、ファイバースコープ)による撮影など) 1 受けなかった <input checked="" type="radio"/> 2 受けた	どのような機会に検診を受けましたか。 あてはまるすべての番号に○をつけてください。 <input checked="" type="radio"/> 1 市区町村が実施した検診 <input type="radio"/> 2 勤め先又は健康保険組合等(家族の勤め先を含む)が実施した検診 <input type="radio"/> 3 その他
肺がん検診(胸のレントゲン撮影や喀痰(かたん)検査など) 1 受けなかった <input checked="" type="radio"/> 2 受けた	どのような機会に検診を受けましたか。 あてはまるすべての番号に○をつけてください。 <input checked="" type="radio"/> 1 市区町村が実施した検診 <input type="radio"/> 2 勤め先又は健康保険組合等(家族の勤め先を含む)が実施した検診 <input type="radio"/> 3 その他
大腸がん検診(便潜血反応検査(検便)など) 1 受けなかった <input checked="" type="radio"/> 2 受けた	どのような機会に検診を受けましたか。 あてはまるすべての番号に○をつけてください。 <input checked="" type="radio"/> 1 市区町村が実施した検診 <input type="radio"/> 2 勤め先又は健康保険組合等(家族の勤め先を含む)が実施した検診 <input type="radio"/> 3 その他

質問18 あなたは過去2年間に、胃がん検診を受けましたか。また、どのような機会に受診したのかお答えください。

胃がん検診(バリウムによるレントゲン撮影や内視鏡(胃カメラ、ファイバースコープ)による撮影など) 1 受けなかった <input checked="" type="radio"/> 2 受けた	どのような機会に検診を受けましたか。 あてはまるすべての番号に○をつけてください。 <input checked="" type="radio"/> 1 市区町村が実施した検診 <input checked="" type="radio"/> 2 勤め先又は健康保険組合等(家族の勤め先を含む)が実施した検診 <input type="radio"/> 3 その他
---	---

7 本調査事項について、その他利活用等の観点からみて、改善の余地はないか。

(回答)

現在の調査票案は、政策担当部局や国立がん研究センターの要望をすべて取り入れており、現時点で改善の必要性はないと考えるが、新たな政策的ニーズ等があれば検討して参りたい。

カ 介護保険料所得段階を把握する調査事項の選択肢の変更【介護票】

- 1 介護保険料の所得段階については、具体的にどのように規定されているのか。
- 2 本調査事項において、介護保険料所得段階の「第1段階」に該当する者のみを選択肢として設けている理由は何か。

(回答)

介護保険法施行令（以下、「施行令」という。）第38条第1項及び第39条第1項において、規定されている。

施行令第38条第1項では、標準的な所得段階を定めており、施行令第39条第1項では各市区町村が財政事情等に応じて標準9段階をさらに細分化できることを定めている。

2019年国民生活基礎調査の企画にあたり、介護保険制度の変更（介護保険料所得段階の「第1段階」と「第2段階」の統合）を受けて、選択肢を統合する変更案を提示したところである。

今般、部会開催にあたり総務省からの照会等を受け、「第1段階＝すべての市区町村の第1段階」で間違いはないか、再度確認したところ当初改正案の選択肢1の「第1段階」を「第1段階」と「第2段階」に更に分化している市区町村があることが判明した。

政策担当部局と協議した結果、当初改正案の選択肢1については、第1段階の後に括弧書きで生活保護受給者等の要件の記載があるものの、一部の自治体であっても上記の事例が発生している以上、回答を誤る、混乱が生じる可能性があるため、第1段階の表示を削除し、以下の案のとおり修正を行うこととしたい。

<調査票変更案>

【平成28年】

質問12 介護が必要な方が65歳以上の場合、介護保険料所得段階をお答えください。

※ 介護保険料額決定通知書に記載されている所得段階区分と同じ段階に○をつけてください。

※ ただし、第1段階、第2段階以外の方については、3～5のうち、**あてはまる番号1つ**に○をつけてください。

- 1 第1段階（生活保護受給者、又は老齢福祉年金受給者であって世帯の全員が市町村民税非課税）
- 2 第2段階（介護が必要な者の昨年1年間の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下であって世帯の全員が市町村民税非課税）
- 3 世帯の全員が市町村民税非課税である（上記1,2以外）
- 4 介護が必要な者は市町村民税が非課税であって、世帯に課税されている者がいる
- 5 介護が必要な者は市町村民税を課税されている

【2019年当初改正案】

質問12 介護が必要な方が65歳以上の場合、介護保険料所得段階をお答えください。

※ 介護保険料額決定通知書に記載されている所得段階区分が第1段階の方は、1に○をつけてください。

なお、第1段階以外の方については、2～4のうち**あてはまる番号1つ**に○をつけてください。

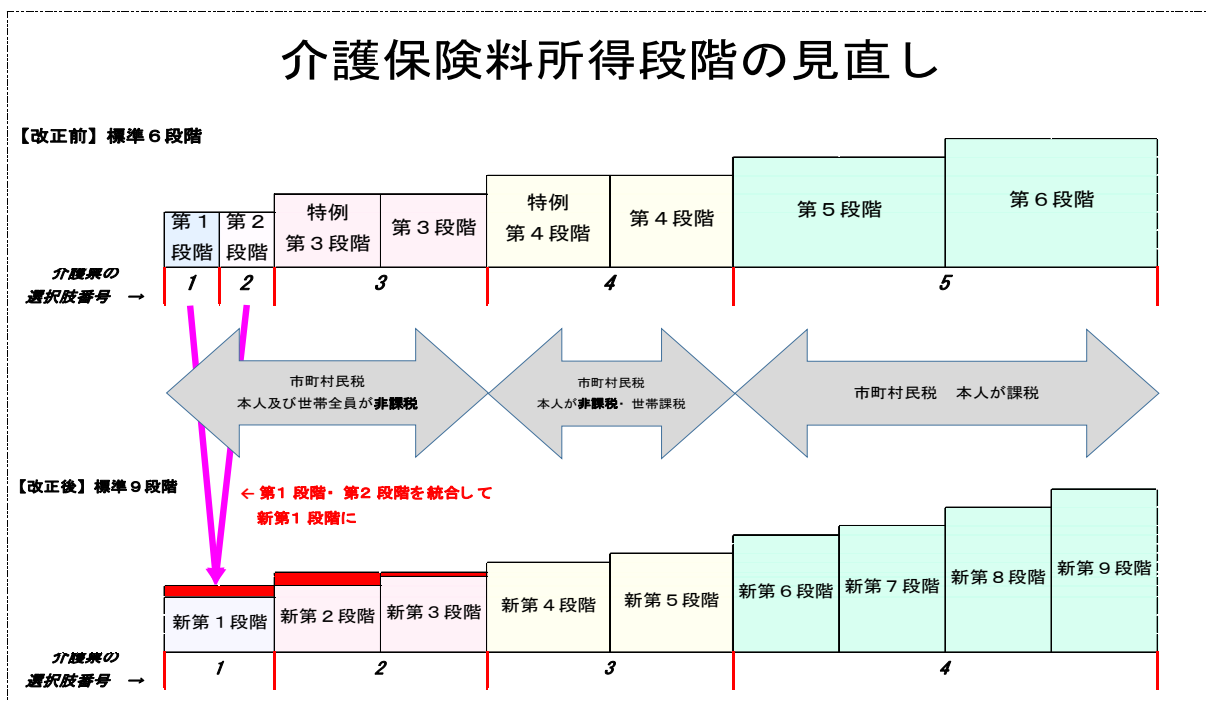
- 1 第1段階 ①介護が必要な者が生活保護受給者、②介護が必要な者が老齢福祉年金受給者であって世帯の全員が市町村民税非課税又は③介護が必要な者の昨年1年間の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下であって世帯の全員が市町村民税非課税
- 2 世帯の全員が市町村民税非課税である（上記1以外）
- 3 介護が必要な者は市町村民税が非課税であって、世帯に課税されている者がいる
- 4 介護が必要な者は市町村民税を課税されている

【2019年修正案】

質問12 介護が必要な方が65歳以上の場合、以下1～4の介護保険料所得段階のうち**あてはまる番号1つ**に○をつけてください。

- 1 世帯の全員が市町村民税非課税であって、以下の①～③に該当する
 - ① 介護が必要な者が生活保護受給者
 - ② 介護が必要な者が老齢福祉年金受給者
 - ③ 介護が必要な者の昨年1年間の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下
- 2 世帯の全員が市町村民税非課税である（上記1以外）
- 3 介護が必要な者は市町村民税が非課税であって、世帯に課税されている者がいる
- 4 介護が必要な者は市町村民税を課税されている

<介護保険料所得段階の見直し>



介護保険料の所得段階は介護保険法施行令第38条第1項で標準所得段階が定められているが、第39条第1項では、市区町村の事情に応じて標準よりも多い段階を設けることができることになっている。

そのため、質問12の選択肢は、平成28年調査では「1 第1段階」「2 第2段階」「3 世帯全員が非課税」「4 本人非課税 世帯課税」「5 本人課税」の5つに分けていた。

介護保険制度改正に伴い、従来の第1段階と第2段階が統合され、新第1段階となったため、介護票の選択肢も従来の1と2を統合し1とするように改正する予定であった。

<多分化している市区町村>

「当初想定していた第1段階」 ⇒ すべての市区町村

- 【第1段階】
- ① 介護が必要な者が生活保護受給者
 - ② 介護が必要な者が高齢福祉年金受給者であって世帯の全員が市町村民税非課税
 - ③ 介護が必要な者の昨年1年間の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下であって世帯の全員が市町村民税非課税

「今回判明した分けている所得段階」 ⇒ 一部の市区町村

- <標準第1段階を分けている市区町村の第1段階と第2段階>
- 【第1段階】
- ① 介護が必要な者が生活保護受給者
 - ② 介護が必要な者が高齢福祉年金受給者であって世帯の全員が市町村民税非課税
- 【第2段階】
- ③ 介護が必要な者の昨年1年間の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下であって世帯の全員が市町村民税非課税

3 本調査事項の結果については、これまでどのような集計・分析が行われてきたのか(過去3回分の調査結果データを含む。)。また、行政施策において、具体的にどのように利活用されてきたのか。

(回答)

介護保険料の所得段階については、世帯構造、現在の要介護度の状況、介護サービスの費用の有無、介護サービスの費用額階級とクロス集計している。

これらの結果は、介護保険行政において、介護保険料の標準所得段階の見直しに利活用されている。

4 利活用等の観点からみて、改善の余地はないか。

(回答)

1、2で回答したとおり、所得段階は市区町村によって異なるが、「本人及び世帯全員が非課税」「本人が非課税」「本人が課税」というのは共通の区切りとなっており、適切であると考えている。

キ 行政記録情報等の活用状況等について

調査の効率化及び報告者負担の軽減等の観点から、行政記録情報等を活用して、調査事項の縮減を行なった例はあるか。また、本調査に活用可能な行政記録情報等はないのか。

(回答)

過去に行政記録情報等を活用して調査事項の縮減を行った例はないと承知している。

また、各種法令に基づき各地方公共団体が行っている、例えばがん検診の実績については、別の業務統計において把握されており、現状では本調査において活用可能な行政記録情報等は見当たらない。

なお、今後とも調査の企画に当たっては、行政記録情報等の活用可能性については検討してまいりたい。

(2) 調査方法の変更

ア 簡易調査における面接配布不能世帯を対象とした郵送による調査票回収の導入

- 1 本調査については、これまでどのような回収率や結果精度の向上方策を講じてきたか。また、その間、回収率はどのように推移しているのか。

(回答)

回収率及び結果精度の向上のための取組としては、

- 他計方式から自計方式に変更（世帯票・介護票）
- 他計方式から自計・一部密封方式に変更（所得票）
- 全密封方式から、やむを得ない場合のみ密封方式に変更（健康票・別紙3参照）
- 各世帯の郵便受けに「調査のお知らせ」を投函し、調査員が後日訪問することを周知
- マンション管理団体等への協力依頼
- マンション管理員等へ「調査のお知らせ」を配布し、調査員の建物内への立入りなどの調査への協力を依頼
- マンション管理員等に自治体職員が調査協力依頼文を配布
- 総務省の主催するマンション管理団体等との意見交換会への参加などを行っている。（別紙2参照）

また、平成16年以降の回収率については以下のとおりである。

国民生活基礎調査回収状況

(%)

調査年次	回収率		
	世帯票・健康票	所得票・貯蓄票	介護票
平成16年 (2004)	79.9	70.1	85.7
17年 ('05)	80.2	74.8	-
18年 ('06)	80.5	70.8	-
19年 ('07)	80.1	67.7	93.2
20年 ('08)	79.7	71.9	-
21年 ('09)	81.9	72.7	-
22年 ('10)	79.4	75.7	85.9
23年 ('11)	80.5	80.8	-
24年 ('12)	80.1	80.4	-
25年 ('13)	79.6	74.4	88.9
26年 ('14)	78.7	80.1	-
27年 ('15)	78.5	76.1	-
28年 ('16)	77.6	73.7	92.5
29年 ('17)	76.0	77.5	-

注：網掛け  は大規模年

2 本調査の調査員については、大規模調査と簡易調査のそれぞれにおいて、何人の確保が必要となっているのか。また、どのような方法で確保しているのか。近年の調査に従事した調査員の年齢構成等からみて、今後も継続的に確保することは可能か。

(回答)

調査員については、大規模調査で7,530人(5,530地区+2,000単位区に各1人)、簡易調査で1,606人(1,106地区+500単位区に各1人)の確保が必要である。

調査員の選考及び設置については、各地方公共団体において行われており、登録調査員の活用や保健所等からの推薦などの方法により確保していると聞いている。

調査員の高齢化については、調査員を活用する調査共通の課題と認識しており、確保策としては登録調査員制度の充実が望ましいものと考えている。

(参考) 平成26年調査員アンケート調査結果

調査員の性・年齢階級別割合 (%)			都道府県・市町村の「登録調査員」であるかないか (%)		調査員の職業別割合 (%)	
性別	男	26.0		割合		割合
	女	73.4	登録調査員である	75.5	自営業又はその手伝い	12.1
	不詳	0.5	登録調査員ではない	20.4	勤め人	35.2
年齢	19歳未満	0.1	不詳	4.1	学生	0.1
	20～29歳	2.8			家事(専業)	32.4
	30～39歳	5.1			無職・その他	19.1
	40～49歳	11.0			不詳	1.2
	50～59歳	20.2				
	60～69歳	43.3				
	70歳以上	16.9				
	不詳	0.7				

3 平成29年に実施した試験調査では、具体的にどのような調査計画により、どのような検証を行い（調査計画の概要、具体的な検証事項等）、どのような結果が得られたのか（調査方法（調査員・郵送）別・世帯属性別等（一般世帯、若年齢層、単身世帯、都市部の世帯等）による回収率・有効回答率、未回収世帯に係る欠票情報に係る集計・分析結果、郵送回収の導入に当たっての課題・問題点等）。試験調査結果については、どのように評価・分析しているのか。

なお、従事した調査員の属性（経験年数、年齢構成等）はどのようになっているか。

(回答)

平成29年に実施した試験調査の調査計画の概要、調査結果及び評価結果については、別紙4「国民生活基礎調査の非標本誤差の縮小に向けた研究会報告書（抜粋）」の（27～31ページ）参照。

なお、試験調査に従事した調査員の属性については、以下のとおりである。

年齢・性別調査員の状況

(%)

	総数	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
総数	100.0	6.7	3.4	7.8	19.1	33.7	29.2
男	23.5	6.7	3.4	1.1	2.2	2.2	7.9
女	76.4	-	-	6.7	16.9	31.5	21.3

調査員経験（登録調査員か否か）

(%)

総数	登録調査員	登録調査員ではない	不詳
100.0	80.9	16.9	2.2

調査員経験（国民生活基礎調査経験の有無）

(%)

総数	調査員経験				調査員経験なし (今回が初)
	あり	国民生活基礎調査は			
		初めて	今回を含め 2~3回	今回を含め 4回以上	
100.0	89.9	20.5	28.4	40.9	10.1

4 前回答申以降、郵送回収の導入に当たり、調査経由機関となる地方公共団体からの意見等の把握は行っているか。行っている場合は、その把握方法（把握対象・把握事項・把握方法等）及び把握結果は、どのようなものか。

(回答)

埼玉県、さいたま市、千葉市、東京都、神奈川県、横浜市を訪問し、郵送回収の導入について説明を行い、合わせて導入時期について意見を聴取した。

(参考) 地方公共団体訪問時の対応者の状況

(人)

	埼玉県	さいたま市	千葉市	東京都	神奈川県	横浜市
保健福祉担当部局職員	2	2	2	3	1	3

各地方公共団体からの意見を集約すると、以下のとおり簡易調査から導入すべきという意見であった。

- 簡易調査と比べ、大規模調査は調査票の種類や調査対象数も増える中で郵送回収が導入された場合、調査員の更なる負担となり調査現場が混乱することが懸念されるため、2020年の簡易調査から導入すべき。
- 各保健所・福祉事務所職員や調査員が郵送回収の導入方法等を十分理解していないと、調査途中で安易に郵送回収に切り替えてしまうおそれがある。十分な周知が必要であり、郵送回収の導入を確実に行うのであれば、2020年の簡易調査から導入すべき。

5 郵送回収の導入に向け、調査票の記入内容の正確性の確保や回収率向上の実効性を確保する観点から、具体的な取組としてどのような取組を行うのか。

(回答)

全国厚生統計主管担当者会議、地区別事務打合せ会議、事後調査など、各地方公共団体職員と接触するあらゆる機会を捉まえて、郵送回収の導入について懇切丁寧な説明を行い、十分理解していただけるよう取り組んでいるところである。

6 郵送回収の導入時期を再来年（2020年）に実施する簡易調査からとする理由は何か。来年（2019年）に実施する大規模調査から導入する支障は何か。

(回答)

郵送回収の導入は、回収率の維持・向上を目的として実施し、次の2点を導入の条件としている。①訪問回数の制限を設けないこと、②郵送回収切替世帯の範囲を容易に広げないこと。

また、2017年（平成29年）試験調査は、一部の地方公共団体でしか実施していないため、すべての地方公共団体や調査員に対して試験調査の結果を提示し、調査方法についての理解を求め、周知徹底を図ることが不可欠である。これを怠ると調査現場での混乱等により、結果精度への影響を及ぼすおそれがある。特に、大規模調査年は、相対的貧困率やがん検診受診率等の重要な指標を算出、公表しているため、結果精度への影響を抑えることが必要である。

このため、まず2020年の簡易調査から導入して実績を積み、種々の調査現場での経験を生かしながら、より適切な調査が行えるようにした上で、大規模調査へ適用していく考えである。

7 郵送回収の導入対象を面接配布不能世帯に限定する理由は何か。回収率の向上、報告者の利便性の向上、調査事務の効率化等の観点からも、導入の対象範囲を拡大する余地はないか。また、これまでの調査において、密封提出・郵送提出を求められた場合、どのように対応しているのか。

(回答)

郵送回収の導入の目的は、回収率の維持・向上であり、現行の調査員調査を維持しつつ、いかに回収率の向上を図るかが求められることになる。

従って、導入当初については、安易な郵送切替世帯の範囲の拡大はしないこととし、地方公共団体や調査員の意見を伺いつつ、回収率の維持・向上という本来の目的の達成に向けて、必要な見直しを行っていきたい。

なお、密封提出については、健康票及び所得票においてやむを得ない場合のみ認めているが、郵送回収は行っていない。

8 回収率の向上及び非標本誤差の縮小の観点から、来年（2019年）に実施する大規模調査において、他にどのような調査方法の改善に取り組むこととしているのか。また、今後、引き続き、調査方法について見直し・検討すべき課題として、どのような課題を考えているのか。

（回答）

回収率の向上及び結果制度の向上については、リソースの制約がある中で前述の（2）の論点1に対する回答のとおり可能な限り取り組んできたところである。

今後については、回収率の向上及び非標本誤差の縮小に向けた更なる取組として、2020年からは現行の調査員による回収を基本としつつ、保健所又は福祉事務所へ提出する期限ぎりぎりまで調査員が訪問に努めても、面接ができない世帯に対しては郵送回収を導入する予定である。

また、中長期的な検討課題であるオンライン調査の導入についても、引き続き、検討していきたい。

イ オンライン調査の導入検討状況

前回答申以降、オンライン調査の導入に向け、具体的にどのような取組・検討を行っているか。その際、スマートフォン等での対応も検討の対象となっているか。

（回答）

オンライン調査の導入については、前回答申において中長期的な検討課題とされていることから、平成30年に実施される住宅・土地統計調査におけるオンライン調査システムについて、システム概要、開発・運用経費、地方公共団体の業務内容等に関する情報収集を行った。

本調査でオンライン調査を導入する場合の課題として、調査系統及び調査時期の統合や、5種類ある調査票の再編など調査方法の抜本的な見直しとともに、システム開発に係る経費の確保も必要となることから、引き続き、スマートフォンへの対応も含め、導入に向けて検討して参りたい。

（3）集計事項の変更

1 調査事項の追加・削除に伴い、追加・削除される結果表の表章（様式）は、具体的にどのようなものか。追加する調査事項に係る集計事項としては、調査結果の利活用等の観点からみて、十分かつ適切なものとなっているか。

（回答）

今回追加される結果表は別紙5のとおりである。

なお、結果表は、政策部局からの要望や有識者の意見を踏まえた上で変更を行っているものであり、十分かつ適切なものとなっていると考えている。

2 「パート・アルバイトをしている者及び希望している者」（世帯票、健康票及び所得票）及び「主に仕事をしている者」（所得票）の集計対象年齢を「35歳未満」から「45歳未満」に変更する理由は何か。調査結果の継続性の観点からみて、支障等は生じないか。また、調査結果の利活用等の観点からみて、十分かつ適切なものとなっているか。

(回答)

当該統計表は若年者（15歳以上～35歳未満）の雇用実態を観察するため、平成19(2007)年から作成しているものであるが、現在では、いわゆる「就職氷河期」世代の実態把握の基礎資料ともなっており、「就職氷河期」世代の年齢が30代後半から40代前半へと移行してきたため、集計対象年齢を拡大すべきとの有識者のご意見を踏まえ、15～35歳未満に加えて、35～45歳未満の区分を追加するものである。

3 他と集計内容が重複するため削除する所得票及び貯蓄票に係る結果表の表章（様式）は、具体的にどのようなものか。これと重複するとしている結果表の表章（様式）は、具体的にどのようなものか。調査結果の代替可能性や利活用等の観点からみて、削除による支障等は生じないか。

（回答）

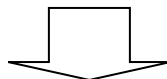
所得票及び貯蓄票で集計内容が重複する結果表は以下のとおりである。一つの結果表に包含できるものであり、調査結果の代替可能性や利活用等の観点からみても削除による支障等は生じないと考えている。

【所得票】

平成 28 年

第 134 表 高齢者世帯数，世帯主の子との同別居状況・子への仕送りの有無・所得金額階級別

第 135 表 高齢者世帯数，世帯主の子との同別居状況・所得金額階級別



平成 28 年・第 135 表を削除

2019 年

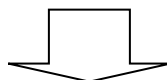
第 134 表 高齢者世帯数，世帯主の子との同別居状況・子への仕送りの有無・所得金額階級別

【貯蓄票】

平成 28 年

第 14 表 世帯数，貯蓄の有無－貯蓄額階級・貯蓄の増減状況－減額理由（複数回答）別

第 15 表 世帯数，貯蓄の有無－貯蓄額階級・世帯業態・貯蓄の増減状況－減額理由（複数回答）別



平成 28 年・第 14 表を削除

2019 年

第 14 表 世帯数，貯蓄の有無－貯蓄額階級・世帯業態・貯蓄の増減状況－減額理由（複数回答）別

なお、結果表変更一覧（案）及び結果表一覧（案）に誤りがあったので、下記のとおり修正したい。

〔修正箇所〕 諮問時の資料 3－2 の別添

- 2019 年国民生活基礎調査【所得票・貯蓄票】 結果表変更一覧（案）

修正後	修正前（諮問時）
【貯蓄票】 1 削除 第 14 表 世帯数， <u>貯蓄の有無－貯蓄額階級・貯蓄の増減状況－減額理由（複数回答）別</u>	【貯蓄票】 1 削除 第 12 表 世帯数， <u>貯蓄の増減状況－減額理由（複数回答）・所得金額階級別</u>

- 2019 年国民生活基礎調査【貯蓄票】 結果表一覧（案）

修正後	修正前（諮問時）
【貯蓄の増減】 第 12 表 世帯数， <u>貯蓄の増減状況－減額理由（複数回答）・所得金額階級別</u>	【貯蓄の増減】 削除となっていた。
【貯蓄の増減】 削除する。	【貯蓄の増減】 第 13 表 世帯数， <u>貯蓄の有無－貯蓄額階級・貯蓄の増減状況－減額理由（複数回答）別</u>

4 その他作成される結果表については、年齢階層区分の見直しなど集計事項の改善意見・要望や、調査結果の利活用等の観点からみて、改善を図る余地はないか。

(回答)

結果表は、政策部局からの要望や有識者の意見を踏まえた上で変更を行っているものである。

2 「諮問第82号の答申 国民生活基礎調査の変更について」(平成28年1月21日付け府統委第19号)における今後の課題への対応状況について

(1) 本調査における非標本誤差の縮小に向けた更なる取組について

ア 本調査及び国勢調査の調査対象世帯に係る属性等の比較・検証

- 1 本調査の準備調査と国勢調査における調査対象世帯の世帯属性や年齢構成等について、具体的にどのような比較・検証を行い、どのような結果が得られたのか(検証結果データを含む。)
- 2 世帯票及び所得票の回収結果における世帯属性や年齢構成等の分布について、具体的にどのような比較・検証を行い、どのような結果が得られたのか(検証結果データを含む。)
- 3 本調査結果の精度向上に向けた検討に資する観点から、当該比較・検証結果については、十分かつ適切なものとなっているか、更なる取組の余地はないか。

(回答)

1～3については、有識者から構成される「国民生活基礎調査の非標本誤差の縮小に向けた検討会」を設置し、検証・検討を行った。詳細は、別紙4(1～10ページ)参照。

イ 本調査結果及び国勢調査結果の分布に係る乖離の縮小に向けた検討

- 1 現行の推計方法以外に、具体的にどのような推計方法により比較・検証を行い、どのような結果が得られたのか(検証結果データを含む。)
- 2 前回答申で具体的に示された世帯属性別の事後層化による推計方法については、どのような検証結果が得られたのか(検証結果データを含む。)
- 3 各推計方法による検証結果を踏まえ、具体的にどのような理由から、現行の推計方法が適当と判断したのか(研究会における具体的な検討経過・結果を含む。)

(回答)

別紙4(11～26ページ)参照。

- 4 本調査における非標本誤差の縮小に向けた取組として、これまで具体的にどのような取組を行ってきたのか。今回の変更計画では、回収率向上に資するため、再来年(2020年)に実施する簡易調査から面接困難世帯のみを対象とした郵送回収の導入を計画しているが、来年(2019年)に実施する大規模調査では、どのような取組を行うのか。

(回答)

非標本誤差の縮小に向けた取組としては、前述の1(2)の論点1に対する回答のとおり、これまでも可能な限り取り組んできたところである。

今後については、2020年からは現行の調査員による回収を基本としつつ、保健所又は福祉事務所へ提出する期限ぎりぎりまで調査員が訪問に努めても、面接ができない世帯に対しては郵送回収を導入する予定である。

また、中長期的な検討課題であるオンライン調査の導入についても、引き続き、検討していきたい。

5 今後、調査員の確保や統計調査を取り巻く環境がますます厳しさを増すと想定される中、推計手法の見直しや調査手法の改善に、引続き取り組むことを考えているのか。

(回答)

調査員の確保や統計調査を取り巻く環境の悪化については、統計行政における共通課題と認識しているが、本調査においては非標本誤差の縮小に向けて、まずは郵送回収の導入から着手することとし、今後は、オンライン調査の導入も含め調査手法の改善等について検討してまいりたい。

6 本調査における非標本誤差の縮小に向けた対応として、今回の変更計画における対応状況は十分かつ適切なものとなっているか。回収率向上や推計方法の見直しの余地を含め、更なる取組について検討の余地はないか。

(回答)

平成28年度は必要な財源を確保し、平成29年度に郵送回収の導入の有効性を検証するための試験調査を実施するとともに、研究会を開催し、本調査における非標本誤差の縮小に向けた課題に対し、有識者による専門的・技術的な検証・検討等を行い、厚生労働省としては非標本誤差の縮小に向けた対応について真摯に取り組んできたところである。

研究会の検証・検討結果を踏まえ、まずは郵送回収の導入から着手することとし、今後は、オンライン調査の導入も含め調査手法の改善等について検討してまいりたい。

(2) 調査業務の効率化のための検討について

- 1 当該課題において、準備調査の在り方については、具体的にどのような検証・検討が行われたのか（具体的な検討・検証結果のデータを含む。）。準備調査にとどまらず、調査業務全体の効率化や調査方法の改善の観点から、どのような検証・検討が行われたのか。
- 2 当該検証・検討結果等も踏まえ、当該課題への対応状況としては、十分かつ適切なものとなっているか。調査精度の確保・向上に留意しつつ、統計リソースの効果的な活用を図る観点から、準備調査を含め、調査業務全体の効率化や調査方法の見直し・改善等を図る余地はないか。

(回答)

所得にかかる情報の精度の確保・向上に十分留意する必要があることから、準備調査等を実施せずに機械的に（国勢調査の調査区要図や住宅地図等により）調査単位区の設定を行った場合、現行の方法との調査対象世帯数との乖離による精度の低下（標準誤差への影響）を確認する必要がある。

このため、平成22年国勢調査と平成27年国民生活基礎調査準備調査の世帯数を地区別に比較したところ、増加している地区がある一方、減少している地区もあり、両調査の世帯数に乖離が生じていた。

調査対象地区内の世帯数の大きさの変動は、推計値の標準誤差に影響を及ぼすことから、できるだけ同じ大きさにすることが望ましく、仮に、準備調査等を実施せずに機械的に調査単位区の設定を行った場合、所得票調査時の世帯数との乖離が生じ、本来想定した世帯数が確保できず、精度の確保が困難になることが想定される。

なお、国勢調査や住宅・土地統計調査においても調査員が調査区に赴き世帯数を確認しており、機械的に分割することはないと承知している。

以上を踏まえ、引き続き、調査員が現地に赴き世帯数を確認の上、単位区設定を行う準備調査を実施することとする。

H22国勢調査の 世帯数	H27国民生活基礎調査準備調査の世帯数										
	1-10	11-20	21-30	31-40	41-50	51-60	61-70	71-80	81-90	91-100	101以上
1-10	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
11-20	1	1	3	3	4	3	5	0	0	0	1
21-30	0	3	4	7	11	14	5	3	2	2	1
31-40	0	0	10	22	42	32	24	14	7	4	4
41-50	1	6	12	36	64	57	45	21	17	5	6
51-60	0	1	15	31	67	52	46	26	12	3	7
61-70	1	1	16	22	45	41	37	13	10	3	3
71-80	0	1	6	8	23	20	17	12	3	0	1
81-90	0	0	3	1	8	9	6	4	1	0	0
91-100	1	0	1	1	3	4	3	1	0	0	1
101以上	0	0	0	3	1	2	2	1	1	2	0
H22国勢調査とH27国民生活基礎 調査準備調査との世帯数の差	総数										
	地区数	構成割合 (%)									
総数	1 106	100.0									
国民生活基礎調査が上の階級の地区	472	42.7									
両調査が同じ階級の地区	193	17.5									
国民生活基礎調査が下の階級の地区	441	39.9									

(参考) 世帯を対象とする基幹統計における準備調査

調査名	準備調査 (主な内容・期間)
国民生活基礎調査	○単位区別世帯名簿・地区要図の作成 (調査員) 期間：4月20日～5月8日 ○単位区設定状況報告書の作成 (地方公共団体) 期間：5月10日～5月15日 ※平成29年調査時
住宅・土地統計調査	○現地調査に赴き、外観調査により境界線、住戸数を確認 (指導員) 期間：2月1日から2～3週間 ○50世帯以上ある調査区について単位区に分割 (指導員) 期間：2月1日から2～3週間 ○調査対象名簿、単位区設定図を作成 (調査員) 期間：9月上旬から1週間程度
社会生活基本調査	○調査区内の全世帯を訪問し、世帯一覧を作成 (調査員) 期間：9月上旬の2～3週間

(3) 本調査の調査設計等に関する情報提供の充実について

1 上記①から⑤の事項（ただし、④ i の事項を除く。）については、厚生労働省のウェブページ上において、いつ、どのような内容の情報が公表・提供されているのか。公表・提供されている情報は、統計利用者にとって容易にアクセス可能であり、十分かつ適切な掲載内容となっているか。

(回答)

厚生労働省ウェブページ上で公表・提供している情報については、以下のとおりである。厚生労働省ではウェブアクセシビリティの整備を行っており、本ウェブアクセシビリティに基づき、以下の情報を掲載しているため、統計利用者にとって容易にアクセスすることは可能であると考え。

なお、公表・提供は平成28年度から順次開始している。

①抽出方法 → 別紙6「国民生活基礎調査の調査の概要」の「抽出方法」及び別紙7「国民生活基礎調査の集落抽出法」参照

②調査方法等 → 別紙6「国民生活基礎調査の調査の概要」の「調査の方法」及び別紙8「国民生活基礎調査の流れ図」参照

③推計方法

i) 推計方法の具体的な考え方及び方法 → 別紙9「国民生活基礎調査の集計・推計方法および標準誤差」参照

ii) 推計方法に関する検討状況

→ 国民生活基礎調査の非標本誤差の縮小に向けた研究会報告書（別紙4）参照

→ 国民生活基礎調査の標本設計・推定方法等に関する研究会報告書

④結果精度に関する情報

ii) 本調査（準備調査結果）と国勢調査の調査対象世帯の属性等の比較状況

→ 国民生活基礎調査の非標本誤差の縮小に向けた研究会報告書（別紙4）参照

iii) 本調査結果と国勢調査の分布の状況

→ 国民生活基礎調査の非標本誤差の縮小に向けた研究会報告書（別紙4）参照

⑤その他本調査結果の利用に資する情報 → 別紙10参照

2 掲載の可否等について検討中としている④ i の「地域区分別等の回収率、有効回答率等」については、どのような検討状況となっているか。未だに公表・提供に至っていない理由等は何か（課題や問題点など）。いつまでに検討・整理を行う予定としているか。

(回答)

本調査では地域別の結果精度に関する情報として、都道府県別世帯数の標準誤差及び標準誤差率をウェブページ上に掲載している。

一方、地域別の回収率には差があることから、これを掲載することにより、かえって回収率の低下を招くおそれがあるため、掲載していない。

なお、他の世帯を対象とした各基幹統計調査の回収率に関する公表状況をみると、地域別の回収率を掲載している調査は確認できなかった。

3 本調査結果の利活用等に資する観点から、更なる情報の公表・提供や、公表・提供されている情報内容の見直し・改善を図る余地はないか。

(回答)

前回の答申課題を踏まえ、情報内容の充実を図ったところであるが、引き続き、統計利用者の利便性が向上するよう、情報内容の見直し・改善について検討してまいりたい。